



福岡医発第2306号(地)

平成24年1月4日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

在宅酸素療法における火気の手扱いについて(注意喚起)

標記の件につきましては、一般社団法人日本産業・医療ガス協会在宅酸素部会より平成15年10月以降に発生した「在宅酸素療法を実施している患者居宅で発生した火災による重篤な健康被害の事例」が公表されておりますが、今般、火災による死亡事例が3例追加公表された旨、厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室より日本医師会を通じてより別添のとおり周知方依頼がありましたのでお知らせいたします。

冬季は火気の使用が多くなりますので、在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対しては下記の点について十分注意喚起をされますよう、貴会におかれましてもご了知頂くとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1) 高濃度の酸素を吸入中に、たばこ等の火気を近づけるとチューブや衣服等に引火し、重度の火傷や住宅の火災の原因となること。
- 2) 酸素濃縮装置等の使用中は、装置の周囲2m以内には、火気を置かないこと。特に酸素吸入中には、たばこを絶対に吸わないこと。
- 3) 火気の手扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはないのです、過度に恐れることなく、医師の指示どおりに酸素を吸入すること。

(法安 97)F
平成 23 年 12 月 27 日

都道府県医師会
医療安全担当理事殿

日本医師会常任理事
高 杉 敬 久

在宅酸素療法における火気の取扱いについて(注意喚起)

今般、厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室より別添のとおり「在宅酸素療法を実施している患者居宅で発生した火災による死亡事例について(3例追加公表)」という報道発表が行われました。

冬季は火気の使用が多くなりますので、在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対しては下記の点について十分注意喚起をされますよう貴会管下会員へのご周知方よろしく願いいたします。

記

- 1) 高濃度の酸素を吸入中に、たばこ等の火気を近づけるとチューブや衣服等に引火し、重度の火傷や住宅の火災の原因となること。
- 2) 酸素濃縮装置等の使用中は、装置の周囲2m以内には、火気を置かないこと。
特に酸素吸入中には、たばこを絶対に吸わないこと。
- 3) 火気の取扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはないので、過度に恐れることなく、医師の指示どおりに酸素を吸入すること。

以上



各医師会通知

報道関係者 各位

平成23年12月22日

【照会先】

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

室長補佐 瀧岡 学（内線2751）

（代表電話）03（5253）1111

（直通電話）03（3595）2435

（FAX）03（3508）4364

在宅酸素療法を実施している患者居宅で発生した火災 による死亡事例について（3例追加公表）

本日、一般社団法人日本産業・医療ガス協会より、在宅酸素療法を実施している患者居宅で発生した火災による死亡事例が3例追加公表されましたので、お知らせします。

在宅酸素療法とは、慢性呼吸不全の患者が、酸素濃縮装置（酸素を患者に送るためのチューブを含む）、液化酸素及び酸素ボンベ（以下、「酸素濃縮装置等」）を用いて自宅で高濃度の酸素吸入をする治療法です。

酸素濃縮装置等は、適切に使用すれば安全な装置ですが、酸素は燃焼を助ける性質が強いガスですので、酸素濃縮装置等には火気を近づけてはならない旨、添付文書や取扱説明書に記載されています。

しかし、在宅酸素療法を受けている患者が、喫煙などが原因と考えられる火災により死亡するなどの事故が繰り返し発生しています。

これまでも注意を呼びかけていますが、在宅酸素療法を受けている患者やその家族等は、酸素吸入時にはたばこを吸わないで下さい。また、酸素濃縮装置等の周辺でのストーブ等の火気の取扱いについては改めて十分にご注意下さい。

（参考）追加事例

発生年月	場所	年齢（性別）	被害状況	原因（推定含）
平成23年4月	長野県	70代（女）	死亡（焼死）	たばこの不始末
平成23年4月	岡山県	60代（男）	死亡（焼死）	たばこの不始末
平成23年9月	和歌山県	70代（男）	死亡（焼死）	（不明：ローソクか）

在宅酸素療法を実施している 患者居宅で発生した火災による重篤な健康被害の事例

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
在宅酸素部会

当協会会員会社において、平成15年10月以降に発生した「在宅酸素療法実施中の患者居宅で発生した火災による重篤な健康被害の事例」を調査・集計しましたのでご報告致します。

各会員会社では、在宅酸素療法を行う患者様ならびにご家族に対し、機器設置および定期点検などの機会に、安心して安全に使っていただけるよう機器の使用方法および注意点などについてご説明致しております。

また、一層の安全対策が図られるよう、酸素吸入中の喫煙および火気の危険性を充分ご説明し、火災事故防止のため引き続き努めて参ります。

＜報告の基準＞

「在宅患者居宅にて火災が発生し、患者様が死亡ないし重体もしくは重傷を負った場合」
(火災の発生を喫煙のみに特定せず、原因が特定できない場合でも報告に含む。)

日本産業・医療ガス協会 医療ガス部門まとめ(平成23年10月末時点)

No	発生年月	場所	年齢(性別)	被害状況	原因(推定含)
1	平成15年12月	静岡県	70代(男)	死亡(焼死)	喫煙
2	平成16年5月	東京都	80代(女)	死亡	(不明:火元は台所)
3	平成17年2月	栃木県	70代(男)	死亡	喫煙
4	平成17年3月	広島県	60代(男)	死亡(焼死)	喫煙(寝タバコ)
5	平成17年3月	福島県	80代(男)	死亡(焼死)	漏電(電気敷布)
6	平成17年7月	兵庫県	60代(男)	死亡(焼死)	喫煙
7	平成17年11月	広島県	70代(男)	死亡(焼死)	(不明:寝タバコ)
8	平成18年3月	岡山県	80代(男)	死亡(焼死)	(不明)
9	平成18年5月	東京都	80代(男)	死亡(火傷)	煙草の不始末
10	平成18年8月	京都府	80代(女)	死亡(一酸化炭素中毒)	喫煙(寝タバコ)
11	平成18年8月	兵庫県	60代(女)	重症(火傷)→死亡	喫煙
12	平成18年10月	京都府	70代(男)	死亡(焼死)	喫煙
13	平成18年12月	京都府	10代(女)	死亡	ストーブ
14	平成19年3月	長野県	50代(男)	死亡(焼死)	喫煙
15	平成19年3月	愛知県	40代(男)	死亡(焼死)	(不明)
16	平成19年4月	千葉県	60代(男)	死亡(焼死)	(不明)
17	平成19年5月	兵庫県	80代(女)	重症(顔火傷)	喫煙
18	平成19年11月	福島県	80代(男)	死亡	喫煙
19	平成19年12月	東京都	80代(女)	死亡	(不明:火元は台所)
20	平成20年3月	山口県	70代(女)	死亡	喫煙
21	平成20年11月	東京都	70代(男)	死亡	ライターで線香に着火
22	平成21年1月	奈良県	90歳以上(男)	死亡(焼死)	ストーブ
23	平成21年2月	鹿児島県	50代(男)	死亡(焼死)	喫煙
24	平成21年3月	千葉県	80代(男)	死亡(焼死)	ストーブか仏壇
25	平成21年5月	埼玉県	70代(女)	死亡(焼死)	(不明:電源タップ付近)
26	平成21年10月	京都府	80代(男)	死亡(焼死)	喫煙
27	平成21年11月	兵庫県	60代(女)	死亡(焼死)	(不明)
28	平成21年12月	東京都	70代(男)	重症(火傷)→死亡	(不明)
29	平成22年1月	大阪府	80代(男)	重症(火傷)→死亡	喫煙
30	平成22年9月	神奈川県	60代(男)	死亡(焼死)	(不明:煙草の不始末か)
31	平成22年9月	東京都	70代(男)	死亡(焼死)	(不明:喫煙者でない)
32	平成22年11月	徳島県	80代(男)	死亡(焼死)	(不明)
33	平成23年1月	大阪府	40代(女)	死亡	(不明:喫煙か)
34	平成23年1月	兵庫県	80代(男)	死亡(焼死)	(不明)
35	平成23年4月	長野県	70代(女)	死亡(焼死)	煙草の不始末
36	平成23年4月	岡山県	60代(男)	死亡(焼死)	煙草の不始末
37	平成23年9月	和歌山県	70代(男)	死亡(焼死)	(不明:ローソクか)

※
※
※

(※印:平成23年12月更新分)



火気厳禁



禁煙

在宅酸素療法での火気との距離制限

1. 酸素濃縮装置、酸素ボンベ、
液化酸素容器からは

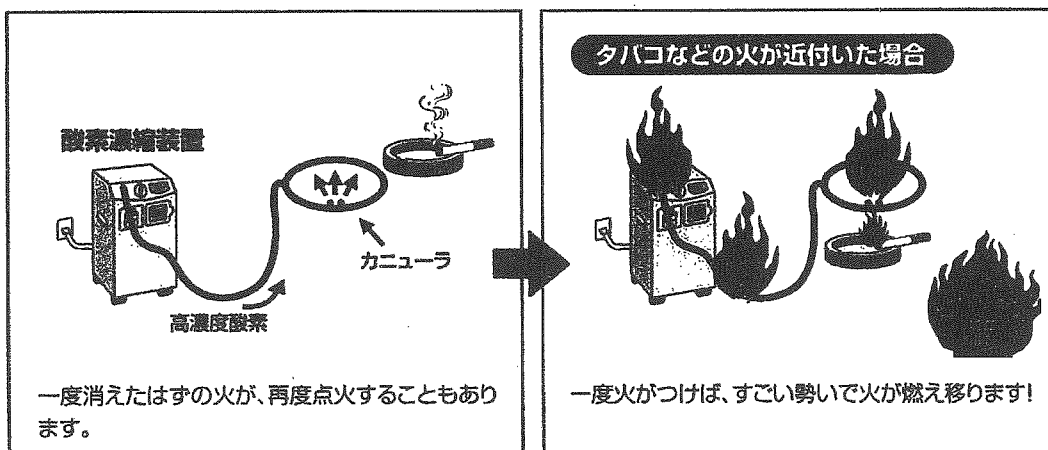
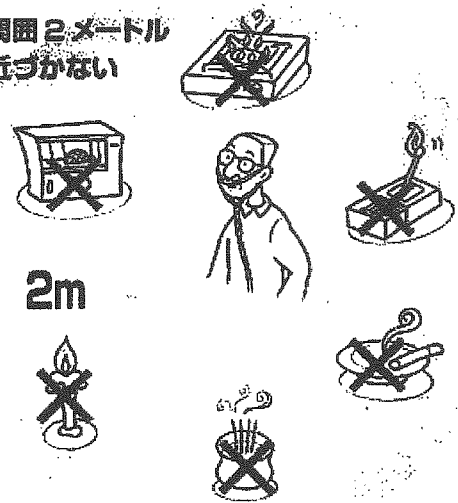
.....2m以上

裸火の周囲2メートル
以内に近づかない

2. 液化酸素を設置型装置(親容
器)から携帯型装置(子容器)
に移充填するときは

.....5m以上

3. 吸入用のカニューラ、携帯型
の酸素ボンベや液化酸素装
置及び延長チューブ、吸入中
の患者自身も火気の直近に
近寄ってはならない



出典: (独)医薬品医療機器総合機構 医療安全情報 No4 2008年6月

※ 火気の手扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、
酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはありません。

在宅酸素療法時は、 たばこ等の火気の手扱いにご注意下さい。

酸素は、燃焼を助ける性質が強いガスであり、火を近づけると大変危険です。
酸素濃縮装置等*の使用中には、火気の手扱いにご注意下さい。

(* 酸素濃縮装置、液化酸素及び酸素ボンベ)

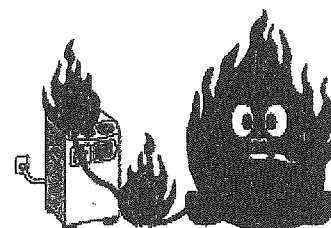
特に、喫煙に関連した火災事例が
多く発生しています。

患者はもちろんその周りの人も

**酸素吸入中は、絶対に
たばこを吸わないで下さい。**

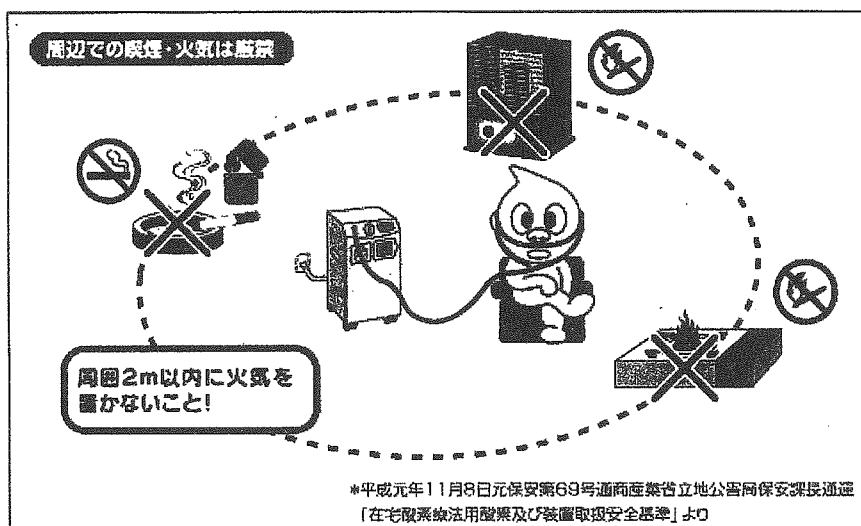
※ また、酸素を吸入していない際も、医師の指導に従い、禁煙を守って下さい。

タバコを吸おうとした場合



【出典】PMDA医療安全情報No.4

◎ 装置の使用中は、周囲2m以内に火気を置かないで下さい。



*平成元年11月8日元保安第69号通商産業省立地公署同保安課長通達
「在宅酸素療法用酸素及び装置取扱安全基準」より

【出典】PMDA医療安全情報No.4



禁 煙



火気厳禁

◎ 酸素濃縮装置等は、正しく使用すれば安全な装置です。
医師の指示を守って、安心して治療を受けて下さい。
また、治療を受けている患者へのご理解を宜しくお願いいたします。

(参考) ○PMDA医療安全情報No.4 「在宅酸素療法時の喫煙などの火気手扱いの注意について」

(URL) http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen04.pdf

○一般社団法人 日本産業・医療ガス協会ホームページ

(URL) <http://www.jimga.or.jp/medical/special/dvd01.html>

○神戸市消防局ホームページ「在宅酸素療法中の火災危険について」

(URL) <http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/information/zaitakusanso.html>



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために

(問い合わせ先)

厚生労働省医薬食品局安全対策課 電話:03-5253-1111(代表)

在宅酸素療法時の火気の手扱いに関する詳細は、

厚生労働省ホームページをご覧ください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/>

平成22年1月15日



(照会先)

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

電話 : 03-5253-1111 (内線2758、2751)

夜間直通 : 03-3595-2435

在宅酸素療法における火気の取扱いについて

※この対策について、わかりやすくまとめた啓発リーフレットを作成いたしました。

「在宅酸素療法時は、たばこ等の火気の取扱いにご注意下さい。」(PDF)

1. 概要

酸素は、燃焼を助ける性質が強いガスです。このため、在宅酸素療法に使用する酸素濃縮装置、液化酸素及び酸素ボンベ（以下「酸素濃縮装置等」という。）については、その添付文書や取扱説明書等において、火気を近づけてはならない旨が記載されている他、酸素吸入時の火気の取扱いについて、日本産業・医療ガス協会がパンフレットやDVDを作成・配布するなど、様々な注意喚起が実施されております。

しかしながら、酸素濃縮装置等を使用中の患者が、喫煙等が原因と考えられる火災により死亡するなどの事故が繰り返し発生しているため、改めて注意喚起を実施するものです。

なお、酸素濃縮装置等は適切に使用すれば安全な装置ですので、治療を受けている患者等へのご理解を宜しくお願いいたします。

2. 在宅酸素療法を受けている患者やその家族等にご注意いただきたい事項

在宅酸素療法を受けている患者やその家族等は、酸素吸入時の火気の取り扱い等について、以下の点を十分に理解して、酸素吸入装置等をご使用下さい。

- 1) 高濃度の酸素を吸入中に、たばこ等の火気を近づけるとチューブや衣服等に引火し、重度の火傷や住宅の火災の原因となります。
- 2) 酸素濃縮装置等の使用中は、装置の周囲2m以内には、火気を置かないで下さい。特に酸素吸入中には、たばこを絶対に吸わないで下さい。
- 3) 火気の取扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはありませんので、過度に恐れることなく、医師の指示どおりに酸素を吸入して下さい。

3. その他

本対策に関連して、在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対して、適切な注意喚起が継続的に実施されるよう、各都道府県衛生主管部（局）長等に対し、医療機関への周知及び指導を依頼しております。

また、日本産業・医療ガス協会会長に対して、医師が在宅酸素療法を実施する患者やその家族に対して本注意喚起を行うために必要な資材を提供するとともに、患者の居宅等を訪問する際に、販売店等からも注意を呼びかけるよう通知しております。（参考資料（1））

（参考資料）

- （1）平成22年1月15日付け医政総発0115第1号・医政指発0115第1号・薬食安発0115第1号、厚生労働省医政局総務課長・厚生労働省医政局指導課長・医薬食品局安全対策課長連名通知「在宅酸素療法における火気の取扱いについて（注意喚起及び周知依頼）」（PDF）
- （2）独立行政法人医薬品医療機器総合機構
医薬品医療機器情報提供ホームページ PMDA医療安全情報No. 4
「在宅酸素療法時の喫煙などの火気取扱いの注意について」
（URL）http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen04.pdf
- （3）一般社団法人 日本産業・医療ガス協会ホームページ
（URL）<http://www.jimga.or.jp/medical/special/dvd01.html>
- （4）神戸市消防局ホームページ「在宅酸素療法中の火災危険について」
（URL）<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/information/zaitakusanso.html>



医政総発0115第1号

医政指発0115第1号

薬食安発0115第1号

平成22年1月15日

各 { 都 道 府 県
保健所を設置する市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医政局指導課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

在宅酸素療法における火気の取扱いについて
(注意喚起及び周知依頼)

在宅酸素療法に使用する酸素濃縮装置、液化酸素及び酸素ボンベ（以下「酸素濃縮装置等」という。）については、酸素は支燃性（燃焼を助ける性質）が強いガスであることから、その添付文書や取扱説明書等において、火気を近づけてはならない旨が記載されています。

また、医療用酸素ガス等の事業者の業界団体である一般社団法人日本産業・医療ガス協会（以下「協会」という。）が、啓発のためのパンフレットやDVDを作成・配布し、平成20年6月には独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、PMDA医療安全情報No.4「在宅酸素療法時の喫煙などの火気取扱いの注意について」を公表するなど、酸素吸入時の火気の取扱いについて注意喚起が行われているところです。

しかしながら、酸素濃縮装置等を使用中の患者が、喫煙等が原因と考えられる火災により死亡するなどの事故が別紙のとおり発生しております。

同様の事故を防止するため、下記のとおり、在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対して、適切な注意喚起が継続的に実施されるよう、貴管下医療機関への周知及び指導方お願いいたします。

あわせて、貴職におかれましても、在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対し、火気の取扱いに関する注意等を呼びかけていただくとともに、酸素濃縮装置等は適切に使用すれば安全な装置であり、治療を受けている患者等に対する正しい理解をいただくよう住民への啓発をお願いいたします。

なお、別添通知のとおり、協会あてに、医療機関及び患者やその家族等に対して酸素吸入時における火気の取扱いに関する注意喚起を改めて徹底すること等を依頼していることを申し添えます。

記

1. 在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対して、以下の点を説明し、酸素吸入時の火気の取扱い等について、注意喚起すること。
 - 1) 高濃度の酸素を吸入中に、たばこ等の火気を近づけるとチューブや衣服等に引火し、重度の火傷や住宅の火災の原因となること。
 - 2) 酸素濃縮装置等の使用中は、装置の周囲 2 m 以内には、火気を置かないこと。特に酸素吸入中には、たばこを絶対に吸わないこと。
 - 3) 火気の取扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはないので、過度に恐れることなく、医師の指示どおりに酸素を吸入すること。
2. 注意喚起を実施する際に使用するための文書や動画等の資材は、各酸素濃縮装置等の製造販売業者又は販売業者から提供されるので、適宜活用すること。

(参考情報)

1. 厚生労働省ホームページ

在宅酸素療法における火気の取扱いについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003m15.html>

厚生労働省作成 啓発リーフレット

「在宅酸素療法時は、たばこ等の火気の取扱いにご注意下さい。」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003m15-img/2r98520000003m2n.pdf>

2. PMDA 医療安全情報 No. 4

「在宅酸素療法時の喫煙などの火気取扱いの注意について」

http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen04.pdf

3. 一般社団法人 日本産業・医療ガス協会ホームページ

<http://www.jimga.or.jp/medical/special/dvd01.html>

4. 神戸市消防局ホームページ

「在宅酸素療法中の火災危険について」

<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/information/zaitakusanso.html>

(留意事項) 本通知の内容については、在宅酸素療法を実施している貴管下医療機関の医療に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品及び医療機器の安全使用のための責任者等に対しても周知されるようご配慮願います。

（ 参 考 ） 本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス」が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されております。以下のURLから登録できますので、ご利用下さい。

医薬品医療機器情報配信サービス <http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

PMDA 医療安全情報

(独)医薬品医療機器総合機構

pmda No.4 2008年6月

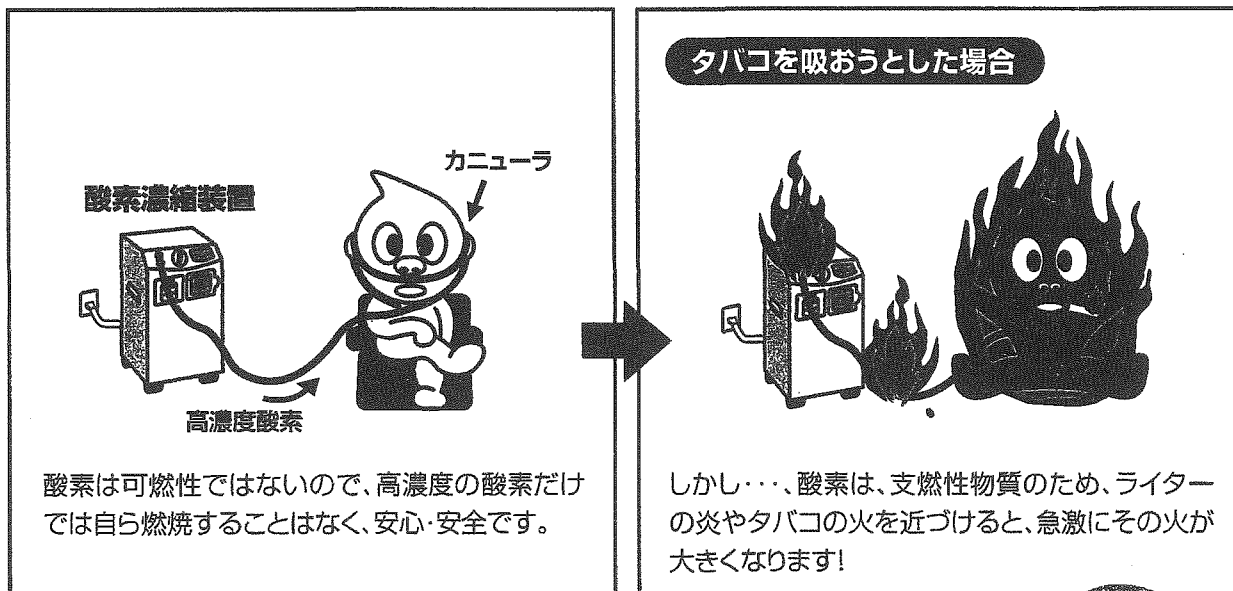
在宅酸素療法時の喫煙などの 火気取扱いの注意について

POINT 安全使用のために注意するポイント

(事例1) 酸素吸入中の患者さんの喫煙により、酸素濃縮装置のカニューラにライターの炎やタバコの火が引火して、大火傷、あるいは焼死などを起こした事例がマスコミ等で報告されています。

1 在宅酸素療法時の注意事項 その1

- 在宅酸素療法を行なっている患者さんは、安全性上の理由からも絶対に禁煙です。
- 患者さん自身はもちろん、家族の方々なども酸素濃縮装置や液化酸素装置、酸素ポンベの周辺での喫煙や火気は厳禁です。

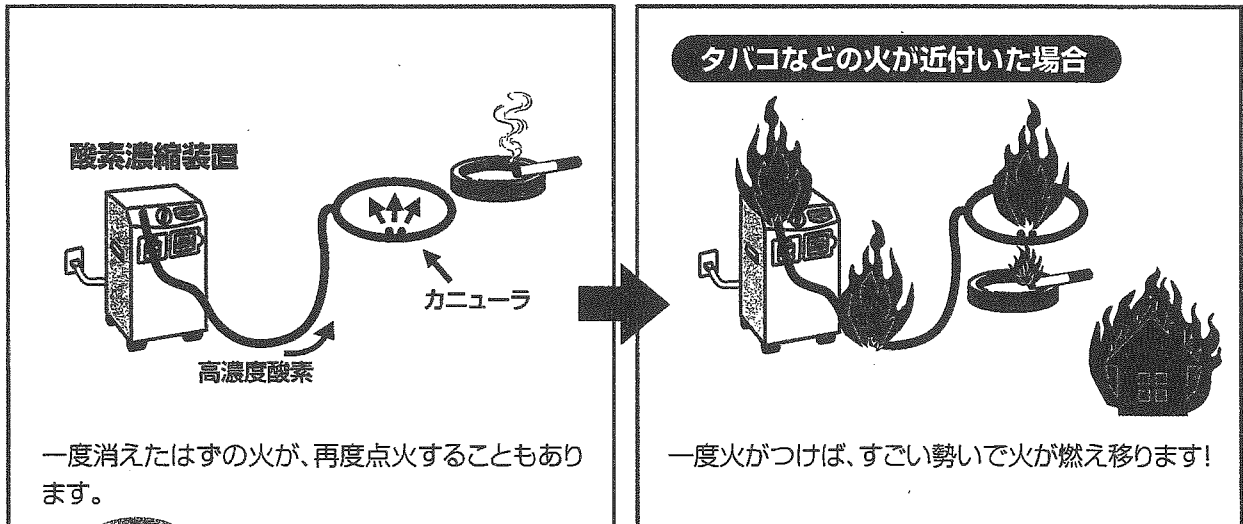


患者さんへの退院時等の指導の際に、リスクを十分伝えて下さい!! またこのリスクは、機器の取扱説明書等にも明記されていますので、熟読下さい!!



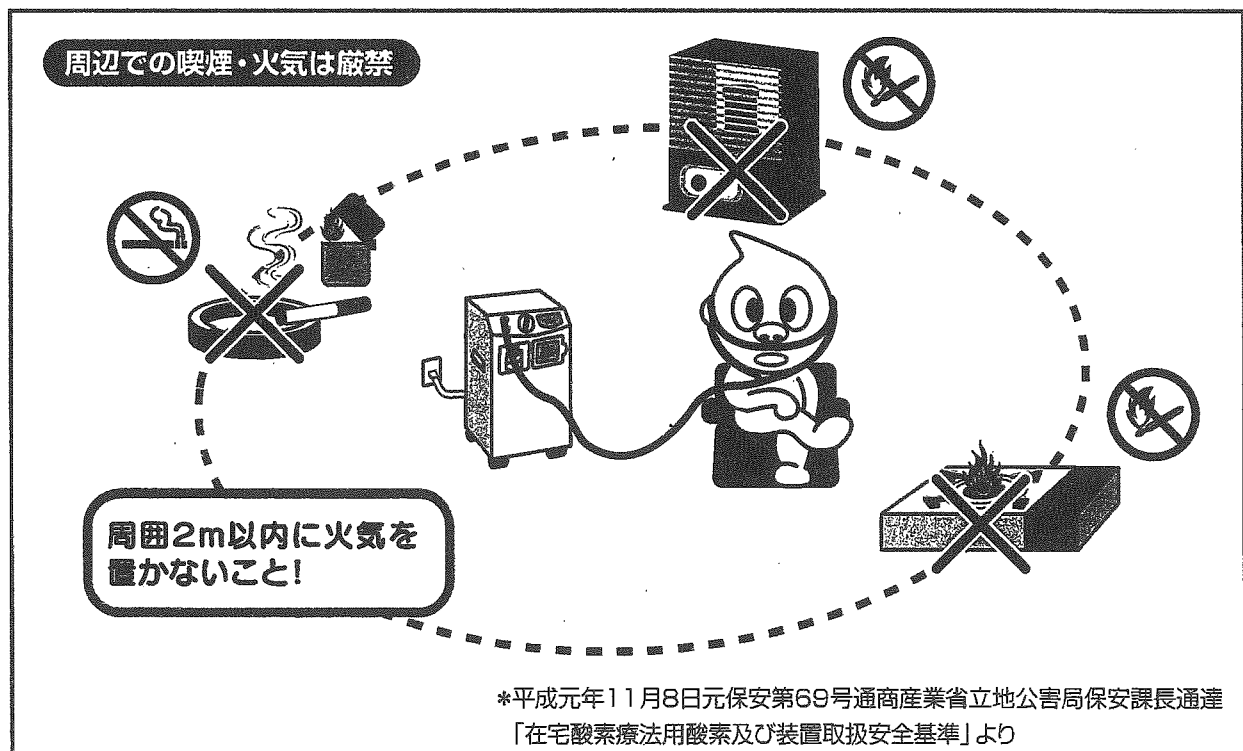
(事例2) 酸素吸入が終わり、酸素濃縮装置の電源を切らずにカニューラを放置していたところ、灰皿のタバコの火が引火して、家が全焼した。

2 在宅酸素療法時の注意事項 その2



酸素濃縮装置を使用しない時は、
必ず電源を切ってください!!

3 在宅酸素療法時の注意事項 その3

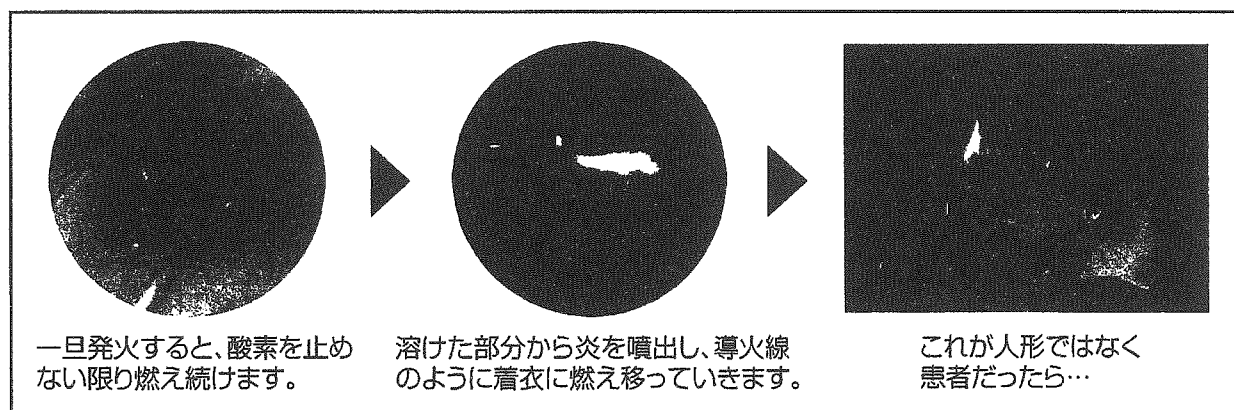


検証写真1 鼻カニューラへの引火



(写真提供 神戸市消防局)

検証写真2 着衣への引火



(写真提供 神戸市消防局)

* これらの検証結果は、動画でも見るができます。

神戸市消防局ホームページ <http://www.city.kobe.jp/cityoffice/48/life/zaitakusanso.html>

* また同様の動画が、在宅酸素療法に関する業界団体 有限責任中間法人 日本産業・医療ガス協会 医療ガス部門 在宅酸素部会からも提供されております。詳細は、「日本産業・医療ガス協会」のホームページ <http://www.jimga.or.jp/medical/>をご覧ください。

在宅酸素療法に伴う火災事故は、毎年繰り返し発生しています。患者さん及びそのご家族に対し、禁煙指導を含め、周知よろしくをお願いします。



本情報の留意点

- * この医薬品・医療機器安全使用情報は、財団法人 日本医療機能評価機構の医療事故情報収集等事業報告書及び薬事法に基づく副作用・不具合報告において収集された事例の中などから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が専門家の意見を参考に医薬品、医療機器の安全使用推進の観点から医療関係者により分かりやすい形で情報提供を行うものです。
- * この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。
- * この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではなく、あくまで医療従事者に対し、医薬品、医療機器の安全使用の推進を支援する情報として作成したものです。